

「特定疾患医療受給者証」および「小児慢性特定疾患医療受診券」をお持ちの方へ

現在お持ちの受給者証や受診券については、有効期限が平成26年12月31日までとなっております。

引き続き医療費助成を希望される方は、平成26年12月26日（金）までに手続きが必要となりますので、必ず締め切り日までに手続きをお願いします。

◇問合・提出先／飛騨保健所健康増進課保健指導係
高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎2階
☎0577-33-1111（内線307・308）

下呂市育英資金給付金・貸与金制度

高校・大学・専門学校等へ進学している方や進学を希望する方で、学費の支弁が困難な方に育英資金を給付・貸与します。

【給付金制度（※返済不要）】

◆対象者 高等学校、高等専門学校へ進学しているまたは進学を希望する方

◆給付額 月額8,000円（年3回の振込）

【貸与金制度（※要返済）】

◆対象者 大学生、大学院生、短大生、高等専門学校4年生以上、高卒を資格とする専門学校生

◆貸与額 月2万円または3万円（無利息）

入学一時貸付金20万円または30万円（無利息）

（※現中学3年生は、在籍中学校からの申請）

◆申請期間 平成27年1月5日（月）～3月31日（火）

◇問合先／教育委員会教育総務課 ☎52-2900（内線522）

平成26年工業統計調査を実施します

○平成26年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、26年12月31日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いたします。

◇問合先／経営管理部地域振興課
☎24-2222（内線252）



工業統計
キャラクター
コウちゃん

12月募集住宅

◆募集期間▷12月1日～25日 ◆入居予定日▷平成27年2月1日
◇問合先／建設部建築課 ☎52-2000 内線218

種別	団地名	住戸番号	構造・階数	間取り	家賃（円）	建設年度	住所
一般	奥金山団地	301号室	中層耐火3階建	3DK	定額28,400円	S62	金山町金山

※その他、継続して募集をしている住宅もあります。詳しくは建設部建築課までお問い合わせください。

平成27年 下呂市成人式

平成27年下呂市成人式を地域ごとに次の日程で開催します。対象者は平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれで、下呂市に住民登録がある方および市内の中学校を卒業された方です。

◎1月10日（土）【萩原】星雲会館

【金山】金山市民会館

【馬瀬】馬瀬中央公民館

◎1月11日（日）【下呂】下呂交流会館

【小坂】小坂山村開発センター

※各会場とも、受付12時30分～

記念撮影13時～、式典13時30分～

◇問合先／教育委員会生涯学習課 ☎52-2900（内線542）

～ギフチョウの里～

第39回ひだ金山清流マラソン大会

◆開催日 平成27年3月8日（日）

◆会場 金山リバーサイドスタジアムをスタート

◆コース ハーフコース（馬瀬川沿岸コース：21.0975キロ）

ファミリーコース（馬瀬川沿岸コース：5キロ）

ジョギングコース（馬瀬川沿岸コース：2キロ）

◆参加料 ハーフコース各部 2,500円

ファミリーコース（高校生以上）2,000円

ファミリーコース（中学生のみ）500円

ジョギングコース 500円

◆申込方法 教育委員会、各振興事務所に申込書があります。参加料を添えてお申し込みください。（土日祝祭日、年末年始を除く）申込書は下呂市ホームページからダウンロードすることもできます。

◆募集期間 12月上旬～平成27年1月29日（木）まで

◇問合先／教育委員会生涯学習課 ☎52-2900（内線545）

男女共同参画講座

パパの育児が社会を変える！

～仕事も生活も欲張りパパになろう！～

日時：12月17日（日）14時～

場所：星雲会館 天慶の間

講師：横井寿史氏 NPO法人ファザーリングジャパン

問合先：経営管理部総合政策課 ☎24-2222（内線253）

水道の防寒対策をお忘れなく

冬は水道管や水道メーターが凍結して水が出せなくなったり破損したりする事故が多発します。事前に防寒対策をしましょう。

◆**要注意箇所**▷露出している水道管や水道メーター・屋外の蛇口、散水栓など

◆**防寒方法**▷発泡スチロールなどで覆う、メーターボックスの中に保温材を入れる、凍結防止ヒーターを設置する

◆**凍結した場合の処理**▷ぬるま湯をかける（火や熱湯は使わない）、タオルを巻いてぬるま湯をかける

◆**降雪時のお願い**▷雪が検針業務の支障となることがあります。水道メーターボックス周りの雪よけをお願いします。

※水道管が破裂してしまったときは、止水栓を閉め、市内の水道工事業者（給水工事指定店）へ修理を依頼してください。指定店は下呂市ホームページで確認できます。

◇問合せ先/上下水道部水道料金課 ☎ 24-2222（内線 285）

人権週間 12月4日(水) ~ 10日(火)

みんなで築こう 人権の世紀
~考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心~

平成 26 年 12 月 1 日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成 26 年 12 月 1 日以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

◎今回の改正により新たに手当を受け取ることができる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ひとり親家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

◎新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するには市役所で申請の手続きが必要です。また、該当者への案内通知などはありませんので、お早めに市役所へお問い合わせいただき、手続きを行ってください。

平成 26 年 12 月 1 日において支給要件に該当している方については平成 27 年 3 月 31 日までに申請すれば、「平成 26 年 12 月分」の手当から支給されます。

詳しくは下呂市役所 市民課までお問い合わせください。

◇問合せ先/市民部市民課 ☎ 24-2222（内線 118）

国民健康保険

70才未満の方の高額療養費制度が変わります

同じ月内の医療費の負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給される高額療養費制度が平成 27 年 1 月より、下記のとおり変更となります。

☆ 70 才未満の方の自己負担限度額（月額）

【旧】	区分	所得要件※	限度額	4 回目以降★	【新】	所得要件※	限度額	4 回目以降★
	上位所得	旧ただし書所得 600 万円超	150,000 円+ (総医療費 - 500,000 円) × 1%	83,400 円		旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円+ (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	一般	旧ただし書所得 600 万円以下	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円		旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+ (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
	低所得	住民税非課税	35,400 円	24,600 円		旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
						旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
						住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※ 「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のことで。

★ 過去 12 か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あったときの 4 回目以降の限度額。

● 70 歳未満の方で、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成 26 年 8 月 1 日以降の制度改正前に、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証を取得されました 70 歳未満の方には、新しい区分の証書を 12 月中旬から下旬にかけてご送付させていただきます。

【問合せ先】市民部市民課 ☎ 24-2222（内線 117・123）